

別表第一（第三条、第十七条関係）

（平二九規則一四・令元規則一六・令二規則四二・令三規則六八・令七規則三六・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二一三一四・三、一四・四又は一四・五に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二一二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六若しくは九・七の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境基準告示」という。）付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二一四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては規格K〇一〇二一四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五若しくは七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格KK〇一〇二一三 一三・二、一三・三、一三・四又は一三・五に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 二四・三（二四・三・七を除く。）に定める方法（ただし、二四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K〇一七〇一七 七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒 ^ひ 素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土砂等一キログラムにつき一五ミリグラム未満であること。	基準値のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格K〇一〇二一三 二〇・二、二〇・三、二〇・四又は二〇・五に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒（ひ）素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）に定める方法
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表三及び排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表四に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土砂等一キログラムにつき一二五ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和四十七年総理府令第六十六号）に定める方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	シス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法

一・一・一―トリ クロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム 以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四 ・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリ クロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミ リグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四 ・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチ レン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四 ・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエ チレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四 ・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロ プロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミ リグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定め る方法
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミ リグラム以下であること。	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環 境庁告示第十号。以下「地下水の水質汚濁に係る環境基 準」という。）付表に掲げる方法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミ リグラム以下であること。	環境基準告示付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミ リグラム以下であること。	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリ グラム以下であること。	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定め る方法
セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 二六・二、二六・三又は二六・四 に定める方法
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグ ラム以下であること。	規格K〇一〇二一二 五・二及び五・三、五・二及び五 ・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲ ン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあって は、蒸留試薬溶液として、水約二〇〇ミリリットルに硫 酸一〇ミリリットル、りん酸六〇ミリリットル及び塩化 ナトリウム一〇グラムを溶かした溶液とグリセリン二五 〇ミリリットルを混合し、水を加えて一、〇〇〇ミリリ ットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六 六図二 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は五 ・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタ レイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別す る。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる 物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これ を省略することができる。）及び五・五に定める方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム 以下であること。	規格K〇一〇二一三 五・二、五・五又は五・六に定め る方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二より測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第二(第四条、第十六条関係)

(平二九規則一四・令二規則四二・令三規則六八・令七規則三六・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 一四・三、一四・四又は一四・五に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K〇一〇二一二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は環境基準告示付表一(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
有機 ^{リン} リン	検出されないこと。	規格K〇一〇二一四 七・二・一及び七・二・三に定める方法
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 一三・二、一三・三、一三・四又は一三・五に定める方法
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 二四・三(二四・三・七を除く。)に定める方法(ただし、二四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K〇一七〇一七 七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒 ^ヒ 素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 二〇・三、二〇・四又は二〇・五に定める方法
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表三に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表四に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 一一・三、一一・四、一一・五又は一一・六に定める方法
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	シス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法

クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	地下水の水質汚濁に係る環境基準付表に掲げる方法
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表五に掲げる方法
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 二六・二、二六・三又は二六・四に定める方法
ふっ素	一リットルにつき〇・八ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一二 五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二〇〇ミリリットルに硫酸一〇ミリリットル、りん酸六〇ミリリットル及び塩化ナトリウム一〇グラムを溶かした溶液とグリセリン二五〇ミリリットルを混合し、水を加えて一、〇〇〇ミリリットルとしたものを用い、K〇一七〇一六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び五・五に定める方法
ほう素	一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 五・二、五・五又は五・六に定める方法

備考

- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二より測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。